

2014年12月15日

社会福祉法人 理事長 様

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会  
NOP 法人日本障害者センター「社会福祉事業のあり方検討会」

## 社会福祉法人制度改革に関するアンケートのお願い

日頃よりの社会福祉法人の事業運営へのご尽力に敬意を表します。

さて、この間、社会福祉法人制度改革については、今年7月に出された厚労省の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」の報告書をふまえ、社会保障審議会福祉部会で議論され、来年春の国会で社会福祉法等の改定も日程にのぼっているところです。

これは社会福祉の事業者・利用者・労働者にとっても、非常に大きな制度改変になるといわれています。私たちは、この改革にたいして、憲法25条にもとづく国民の権利としての社会福祉が、金もうけのための事業や慈善事業化するのではないかと、大きな危惧をもっています。

そこで、私たち「社会福祉事業のあり方検討会」では、この問題を多くの方に知らせ、理解を深めるために、「社会福祉事業のあり方を一緒に考えてみませんか」というパンフを作成しました。同封いたしましたので、ぜひお読みください。

また、あらためてこの制度改革について社会福祉法人経営者がどう考えているかをお聞きしたいと、本アンケートを作成いたしました。大変お忙しい時期でまことに恐縮ではありますが、趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 1. アンケートの利用目的と範囲

上記の目的で、社会福祉法人制度改革に対するご意見をうかがい、結果を集約し、厚労省との懇談を設定しその結果を活用いたします。なお結果については記者会見、ホームページ等で皆さまにご報告いたします。また集約結果については、法人名等が特定できる使い方はいたしません。

### 2. 今回のアンケート配布対象

公開されています情報およびホームページ等で利用できる全国の社会福祉法人に郵送させていただきます。

◆この取り組みは、社会福祉施設経営者同友会のご協力をいただいで実施しています。

◆回答方法についてのお願い

- ① アンケートの返信につきましては、2015年1月15日(木)までにお願  
いします。
- ② EメールかFAX、または郵送で、ご回答をお願いします。
- ③ アンケート用紙は、日本障害者センターのホームページ(<http://shogaisha.jp/center/>)  
で公開しています。(メール回答用のエクセルファイル) ご活用ください。
- ④ 集計方法は、各項目を単純に集計します。「その他」の記述内容は集計値には反映  
させず、参考事例として活用させていただきます。

◆集約結果の報告

回答の集計結果報告は、日本障害者センターのホームページで公表します。ダウンロードしてご活用ください。

ただし、アンケート回答の集計結果の報告を直接受け取りたい場合、また、今後、社会福祉法人改革に関する情報の提供をご希望の場合は、貴法人のEメールアドレスをお知らせください。直接情報等を送らせていただきます。

法人名	Eメールアドレス

回答は下記のいずれかの方法でご返送ください。

- ・ 電子メール (Eメール)      center-a@shogaisha.jp
- ・ ファックス                      03-3207-5628
- ・ 郵送                                〒169-0072  
東京都新宿区大久保1-1-2 富士ビル 4階  
日本障害者センター(気付)

2014年12月

社会福祉法人 理事長様

## アンケート調査へのご協力をお願い

社会福祉施設経営者同友会  
会長 茨木 範宏

日頃よりの社会福祉の仕事と管理運営へのご尽力に敬意を表します。

私ども社会福祉施設経営者同友会は、1985年に発足した社会福祉法人・施設の経営者、管理者で構成された団体で、主には研修・学習と福祉運動にかかわり、高齢介護・保育・障害・児童養護などの業種を超えた共同の活動を行っています。最近では管理職養成学校を開校し2年目となります。初めてお聞きになる方も多いと思いますが、今後ともよろしくお願ひいたします。

さて、ご存じのように、社会福祉法人制度改革をめぐりその動きが大変急となっています。いわゆる内部留保（余裕財産）を使っての社会貢献（地域における公益的な活動）の義務化、財務諸表公開の義務化などの透明性の確保、あるいは全法人への評議員会設置などの組織強化など、すでに来年の法改正も具体的に日程にのぼっています。

このような状況のなか、私どもが危惧いたしますのは、「社会福祉法人はお金を溜めこんでいる」などの社会福祉法人バッシングともいえるべきマスコミ報道の中で、この社会福祉法人にかかわる重要な制度改革の内容が、正しく伝わっていないのではないかということです。

このたび、「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」「日本障害者センター」が昨年より発足させた『社会福祉事業のあり方検討会』が、その討議資料であるパンフレットを発行され全国の社会福祉法人にお届けするとともに、アンケート調査をされるということで、私どももその趣旨に賛同し、積極的に協力いたしたいと思ひます。

これらの主旨をご理解いただき、ぜひとも皆さまにご協力いただけますよう、社会福祉施設経営者同友会からもお願ひをいたす次第でございます。

お忙しいおりではございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

社会福祉施設経営者同友会

〒543-0045

大阪市天王寺区寺田町2-5-6-902

TEL 06-6772-1360

FAX 06-6772-1376

Email : fdouyukai@oct.zaq.ne.jp

<http://www.fdouyukai.info/>

## 社会福祉法人制度改革に関するアンケート

【アンケート項目】

《いずれかに○印をお付けください。》

1、貴法人の事業種別をお知らせください。(複数回答可)

- ①高齢者 ②保育 ③障害者・児 ④児童養護 ⑤生活保護 ⑥その他

2、国は、来年(2015年度)予定している社会福祉法の改定で、地域公益活動(困窮者等の独自支援、一部でも補助金がある事業は対象外)をすべての社会福祉法人に義務づけようとしていることをご存知ですか。

- ①国の意図や内容まで詳しく知っている  
②国の動きは知っているが、詳しい内容は知らない  
③まったく知らなかった  
④その他( )

3、国が法律で義務づけようとしている「地域公益活動(地域における新たな課題への自主的対応)」についてのお考えをお聞かせください。(複数回答可)

- ①新たな地域貢献事業を法制化するなどして、全ての社会福祉法人に義務付けるべき  
②新たな地域貢献事業は実施すべきだが、法制化等で強制すべきではない  
③社会福祉法人の性格上、地域貢献はすでに実施しており、あらたな事業を義務付けるのはおかしい  
④人的にも財産的にも地域公益活動を行う余裕はない  
⑤どちらとも言えない  
⑥その他( )

4、一部の社会福祉法人が持っていると言われる「余裕財産(使途不明の余剰金)」についてのお考えをお聞かせください。

- ①「余裕財産」がある場合、国が指定する社会貢献に活用すべきである  
②「余裕財産」がある場合、利用者に対する支援の質向、待機児・者への支援の拡大、職員の処遇改善などに活用すべきである  
③その他( )

5、国が進めている基本方向である社会福祉事業の市場化(株式会社等営利事業の参入)についてのお考えをお聞かせください。

- ①営利事業の参入で社会福祉事業は発展している  
②量的拡大はあるが利用者処遇や職員待遇など質的な面で低下している  
③よくわからない  
④その他( )

6、社会福祉事業に参入する営利事業所のあり方についてのお考えをお聞かせください。

- ①営利事業所が参入しやすいよう規制緩和と社会福祉法人に対する課税等で公平化するなどの施策を推進すべきだ  
②営利事業所の参入は進めるべきだが、社会福祉法人に対する課税等には反対  
③営利事業所に対して社会福祉法人と同等(資産の国庫帰属化等)の規制をすべきだ  
④本来、社会福祉事業は非営利事業であり営利事業所等の参入は認めるべきでない  
⑤その他( )

7、その他ご意見があればお聞かせください。参考として利用します。

( )

ご協力ありがとうございました